

判例第 30/2020/AL¹

交通事故が発生した後、故意に交通手段を運転し被害者を轢く行為について

2020 年 2 月 5 日に最高人民裁判所の裁判官評議会により可決され、最高人民裁判所の長官の 2020 年 2 月 25 日付決定第 50/QĐ-CA 号に従い公表された。

判例の源

1980 年生まれのパンディン Q に対する「殺人」事件に関するハノイに所在する高級裁判所の 2019 年 5 月 16 日付第二審判決第 280/2019/HSPT 号

判例の内容の位置

「裁判所の認定」第 2、3、4、5 段落

判例の内容の概要

-判例の事実

被告人は、被害者に対し交通事故を起こした後、確認するため降車し、被害者が車の下に倒れているのを見て、生きているのか確認できなかったが、被害者を轢きに車を運転した。その結果、被害者が死亡した。

-法的解決策

この場合、被告人は、「殺人罪」で刑事責任を追及されなければならない。

判例に関連する法令の規定

1999 年刑法第 93 条、第 202 条（2017 年に修正・補充した 2015 年刑法第 123 条、第 260 条が対応する。）

判例のキーワード

¹この判例は、ハティン省人民裁判所が提案したものである。

「交通事故」、「被害者を轢きに車を運転し」、「道路交通手段の運転に関する規定の違反」、「殺人」

判例の内容

ハティン省人民検察院の起訴状、ハティン省人民裁判所の第一審判決第及び公判期日の進展により、事件の内容は以下のように要約されている。

2016 年 5 月 31 日の午後 4 時ごろに、C 級運転免許証を持っているファンディン Q は、国道 1A 号線で DD 村から T 村へ向けるルートに最大搭載量が 6 トンであるドラック（ナンバープレート 38C-073.05）を運転していた。その時、Q の車と同じ方向に走っていたのは、歩行者と軽車両のための道路でアンドウック P が電気バイク（ナンバープレート 38MD1-218.54）を運転していた。Q が車を A 市 T 村に所在している国道 1 A 号線の Km584（T 村と交差するところ）に運転した時、Q は T 村人民委員会へ向かう村間道路に入るため、突然車を右に曲がりに運転した。ちょうどその時に Hoang Duc P もそこに運転してきた。Q が注意不十分で車の方向を変換したため、Q の車は、P の電動バイクに衝突し、事故が発生させ、P の電動バイクが車の下に巻き込まれた。衝突後、Q は直ちに車を止め、車から降り、車の横を回り状況を確認した。その時、人が車の下に倒れており、頭が T 村のゲートに、足が国道 1A 号線に、右手が外側に向かっていることを見た。また、車の助手席側の後輪は P の肩と襟首を轢い、P の顔の左側は道路に接触していた。P が車の後輪の前に横たわっていることを分かった時、Q はそれを数分間見てから、車に乗り戻し、車を前に動かし、結果、Q の車は被害者の頭を轢い、被害者は頭蓋骨の破裂を受け、死亡した。

ファンディン Q 被告人の犯罪行為につき、以前キーアイン県人民裁判所は、キーアイン県人民検察院が提案した「道路交通手段の運転に関する規定に違反する罪」という罪名で第一審の審理を行った。しかし、公判期日での糾問の結果に基づき、キーアイン県人民裁判所は、Q の犯罪行為が、「殺人」行為であると認定した。また、ファンディン Q を省級の管轄機関で「殺人罪」により捜査し、起訴し、審理するための事件記録を送付することを目的として、キーアイン県人民検察院に対し事件記録を返送した。その根拠は、次

のとおりである。ホアントウック P に対し事故を起こした後、降車し確認したところ、被害者 P が車の下に巻き込まれ、車の後輪の前に横たわっているのを見る時、それが危ないと分かっていたものの、Q は現場を維持せず、救急に運ぶため被害者を車から追い出そうとせず、車を前に動かし、車が下に横たわっている被害者を轢くことにした。その結果、ホアントウック P は、車の後輪に頭を轢かれ、頭蓋骨が破裂し、即時に死亡した。事件の捜査過程における被告人の多数の供述からすれば、ファンディン Q は、車を前に動かしたことが、車の下に横たわっている被害者の生命にとって非常に危険であると認識するための能力を十分に持っていると言える。

ハティン省 A 県 T 村における 2016 年 5 月 31 日の午後 5 時 35 分の現場検証議事録は次のことを表している。

事故発生現場は、国道 1 A 号線の Km 548 で、T 村のゲートとの交差点にある。国道 1 A 号線のマイルストーン第 548NH を固定ランドマークとして使用し、国道 1A 号線の南から北へ方向の道路端を固定軸として使用する。

北から南の方向で、固定されたランドマークからタイヤトレッドの跡までの距離は 76.8m である。タイヤトレッドの跡は黒色であり、長さが 3.0 m、広さが 0.2 m、直線の形であり、南から北に向かう傾向である。タイヤトレッドの跡から右側の道路端までの距離は 1.0m であり、タイヤトレッドの跡の終点は、右側の道路端と一致する。

南から北へ方向で、タイヤトレッドの跡の終点から電動バイクの後輪の中心までの距離は 1.0m である。電動バイクは、国道 1A 号線と T 村人民委員会への道との交差点の周辺で、道路の右側で倒れ、バイクの頭が北東に、バイクの後部が南西に向き、電動バイクの後輪の軸の中心から右側の道路端までの距離は 1.3m、電動バイクの前輪の軸の中心から右側の道路端までの距離は 2.1m である。

電動バイクの前輪の軸の中心は、Q の運転席側の前輪の軸の中心と一致する。車は T 村人民委員会への道の右側の道路端にあり、車の前部が東に、後部が西に向いた。車の運転席側の前輪の軸の中心から右側の道路端までの距離は 38.6m、運転席側の後輪の軸の中

心から右側の道路端までの距離は 35.5m である。南から北への方角で、Q の車の運転席側の前輪の軸の中心から割れたプラスチックのピースの中心までの距離は 0.4m である。壊れたプラスチックのピースは黒色で、長さが 0.43m であり、幅が 0.37m である。壊れたプラスチックのピースの中心から右側の道路端までの距離は 0.75m である。

南から北への方角で、壊れたプラスチックのピースの中心から血痕の中心までの距離は 0.7m である。血痕は赤色であり、長さが 1.3m、幅が 0.5m、T 村人民委員会への道上にあった。血痕の中心から右側の道路端までの距離は 5.3m である。

南から北への方角で、血痕の中心から被害者の頭頂部の中心までの距離は 0.4m である。被害者は、T 村人民委員会への道で上向き、頭が東に向き、足が西に向いた姿勢であった。被害者の頭頂部の中心から右側の道路端までの距離は 5.1m であり、右ヒールの中心から右側の道路端までの距離は 3.7m である。

- A 県 T 村国道 1 A 号線の Km 548 で 2016 年 5 月 31 日の午後 5 時 45 分に作成されたホアンドウック P の検死記録は、次のことを記録した。頭と顔が変形、頭蓋骨が破裂、脳が頭蓋骨から出て、頸椎が折れ、左鎖骨が折れ、腹と胸の部分に多くの出血の裂け目があり、四肢、生殖器、下位、背中、お尻に損傷がない。

- H 保険局の法医学センターの 2016 年 6 月 5 日付鑑定記録第 74/TgT 号は次のように結論した。ホアントウック P の死亡原因は、頭蓋骨が破裂し、頭蓋骨の頂点の左側が変形し、頭と顔が完全に変形したためである。被害者はその場で即時に死亡した。

- 車鑑定記録は、次のことを反映した。助手席側の前輪のタイヤの外側には傷があり、サイズは 40x3.5cm である。助手席側の気化器とバッテリーを保護するための金属フレームの下部の金属棒には、前から後ろに向かう 2 つの傷があり、サイズは 64x3cm と 53x3cm である。助手席側の後輪のタイヤの接触面は、赤褐色の汚れ（血であると疑い）が付き、サイズは 32x23cm である。

- 電動バイクの鑑定記録は、次のことを反映した。バッテリーを覆うプラスチック製のキャップが位置決めピンから外れ、壊れた。バイク本体の左側のプラスチッククラッド

が失われた。後ろの右リアフェンダーが変形し、右から左に、バイクのリアからフロントに偏向した。後輪の軸が壊れ、変形し、金属が摩耗された。後輪のリアフェンダーを固定した金属棒が変形した。後ろの右のショックアブソーバーが変形し、スプリングの外部が摩耗された。後輪のタイヤの右側の外に 30x5cm の傷がある。バイクの右側のプラスチッククラッドに 47x3 cm の摩耗された傷がある。右側のブレーキエンドが摩耗された。

- 刑事訴訟における財産評価評議会の 2016 年 7 月 29 日付財産評価議事録第 19/HDBG 号では、次のように結論した。P の Philips 133S の電動バイク（ナンバープレート MD1 218.54）についての損害の総額は 2,810,000 ドンである。

証拠物は、

- THACO メーカー、青色、使用済みのトラック 1 台（ナンバープレート 38C-073.05）
- Philips 133S メーカー、使用済みの電気バイク 1 台（ナンバープレート MD1 218.54）

事件捜査過程において、ホアンマン H（ホアンドウック P の父親）は、被告人に対し、199,245,000 ドンを賠償することを請求した。被告人 Q の家族は、70,000,000 ドンを賠償した。

2018 年 11 月 19 日付第一審刑事判決第 41/2018/HSST 号において、ハーティン省人民裁判所は、ファンディン Q が「殺人罪」を犯し、1999 年刑法第 93 条第 2 項及び第 46 条第 1 項第 b 号、第 2 項を適用し、ファンディン Q 被告人を懲役 12 年に処することを決定した。懲役刑の執行期間は、留置日・勾留日である 2016 年 12 月 27 日から計算する。

*民事責任について：1999 年刑法第 42 条、民法第 307 条、第 604 条、第 605 条、第 606 条、第 610 条、最高人民裁判所の裁判官評議会の 2006 年 7 月 8 日付議決第 03/2006/NQ-HDTP 号を適用し、ファンディン Q 被告人が被害者の遺族（ファンマン H が代表である）に対し、合計 175,455,000 ドン（賠償した 70,000,000 ドンを控除することができる。）を賠償しなければならないと命じ、残りの支払うべき賠償金は 105,455,000 ドンである。

*証拠物の処理について：1999 年刑法第 41 条、2015 年刑事訴訟法第 106 条第 1 項、第 2 項を適用し、

- 被告人の家族がファンディン Q の犯罪手段であるファンディン Q が運転した車（ナンバープレート 38C- 073.05）を売却し取得した 200,000,000 ドンを差し押さえる。

- ホアンマン H（P の父親）に、Philips 133S メーカー、使用済みの電気バイク（ナンバープレート MĐ1 218.54）を返却する。

その他、第一審裁判所は、訴訟費用を決定し、被告人、被害者の適法な代表者及び事件における関連する権利義務を有する者に対し法令に定める控訴権を通知した。

第一審の審理後：

2018 年 11 月 26 日に、ファンディン Q 被告人が無実を主張し、控訴した。被告人によれば、第一審裁判所が「殺人罪」により事故を審理したが、それは、正しい罪名ではなく、自己が犯した犯罪は「道路交通手段の運転に関する規定に違反する罪」である。

2018 年 11 月 30 日に、被害者の適法な代表者は控訴した。控訴の内容は、被第一審裁判所が決定した刑罰は軽すぎたため、被告人に対する懲役刑を加重するように要求するということであった。2018 年 11 月 29 日に、事件における関連する権利義務を有する者であるグイエンティエン A（被告人の義父）とグイエンティ D（被告人の妻）は控訴し、第一審裁判所が決定した 200,000,000 ドンの差し押さえを見直すように要求した。

2018 年 12 月 17 日に、ハノイに所在する高級人民検察院の院長は、異議申立決定第 06/QĐ-VC1-HS 号を発行し、ハノイに所在する高級人民裁判所に対し、1999 年刑法第 93 条第 1 項第 n 号に定める犯罪に無法者的な性質を有する場合を適用し、被告人に対する懲役刑を加重することを要請した。それに対して、公判期日では、検察官は、無法者的な性質を有する場合を適用せず、q 号に定める「卑劣な動機のためである場合」を適用し、被告人に対する懲役刑を加重することを要請した。

第二審の公判期日では、ファンディン Q 被告人が、罪名につき、継続に無実を主張し、自己が殺人罪を犯さず、「道路交通手段の運転に関する規定に違反する罪」のみ犯した主張した。被告人は、殺人罪を犯していないと主張したものの、事故を確認するために降車した時、被害者が死亡したことをみたと供述したこともあった。

ハノイに所在する高級人民検察院の代表：第一審判決の法的根拠を検討し、公判で審問を行った上、次のことを認定することができる。第一審裁判所が、Q 被告人に対し、「殺人罪」で刑事責任を追及したのは、法的根拠が十分である決定であり、被告人が殺人罪を認めなかったことは、より重大な犯罪による刑事責任を回避する目的のためである。被告人の犯罪行為は、卑劣な性質と動機を有するものである。なぜかという、被告人が車を前に動かしたことは、被害者を死亡させたい目的であったためである。そのため、審理合議体が、異議申立の内容のように、刑法第 93 条第 1 項第 n 号を適用せず、第 93 条第 1 項第 q 号を適用し、被告人を処するように要請する。また、第二審の審理合議体が、異議申立の内容の認容し、Q 被告人に対する懲役刑を加重することをも要請する。

ファンディン Q の弁護人であるグイエンヴァン DD は、次のとおりを要求した。ハノイに所在する高級人民検察院の院長の異議申立内容と第一審裁判所の罪名に関する判決を認容せず、Q 被告人につき、殺人罪ではなく、「道路交通手段の運転に関する規定に違反する罪」で刑事責任を追及するよう、第二審裁判所が被告人の犯罪行為を慎重に検討する必要がある。

被害者の権利利益の保護者である H 弁護士連合会 A 法律事務所のグイエンカック T 弁護士は、第一審判決と同様に被告人を処し、ハノイに所在する高級人民検察院の院長の異議申立を認容し、被告人に対する刑罰を加重するように要請した。

事件記録における証拠、公判期日における公開の審問と争訟の結果に基づき、書類、証拠、検察官の意見、被告人の陳述及び被告人の弁護士による弁護並びに被害者の適法な代表者、被害者の適法な権利利益の保護者及び事件におけるその他の当事者の供述を客観的、包括的に検討した上、

裁判所の認定

【1】 キーアイン県警察の捜査警察機関及びハティン省警察の捜査警察機関による事件捜査過程及びキーアイン県人民裁判所の第一審公判期日並びにハティン省人民裁判所の第一審公判期日における被告人の供述において、ファンディン Q 被告人は、2016 年 5 月 31 日の午後 4 時頃に、ハティン省 A 県 T 村に所在する国道 1 A 号線の Km 584 でホアンドック P の死亡を引き起こしたことを認めている。そのように認めているものの、被告人は、自己が犯した犯罪は、「殺人罪」ではなく「道路交通手段の運転に関する規定に違反する罪」であると主張している。被告人によれば、自己が車を運転し、P の頭を轢いたのであるが、その時自己が慌て、バックしようとしたが、車のレンジを間違え、前に動かしただけであり、被告人は被害者の死亡を望ましくなかった。

【2】 審理合議体は、次のことを認定した。車を運転している間、衝突や交通事故が発生したと分かったときに、Q は車を止めて確認のために降りた。被害者（その後、それがホアンドック P であることがわかるようになった）が車の右の後輪の前に横たわっていることを見たとき、Q は車に乗り、車を前に動きに運転したため、Q の車の後輪が P の頭を轢き、P がその場で直ちに死亡した。

【3】 証人であるズオンティ H、グイエンスオン H、ファムティ T、ホアンクアン C の陳述などような事件の書類における資料と証拠、現場の図、検死記録書、法医鑑定結論、特に事件捜査の最初の段階における Q の陳述に基づき、次のことを認定した。キーアイン県警察の捜査警察機関の事件捜査過程、キーアイン県人民裁判所の公判及びハティン省人民裁判所の第一審公判で、被告人は、「確認のために車から降りた時、私は、車の下に横たわっている被害者がまだ生きているのか、それとも死んだのか、はっきりわからなかった。なぜかといと、被害者が生きているのか死んでいたのか判断するための根拠を持っていなかったためである。」（75 頁）。また Q 被告人は、その時には、車をバックすると前

輪が被害者を轢くはずなので車を前に動かすこととバックすることのいずれも危険であると認識していたと述べた（64 頁、65 頁、69 頁）。

【4】ファンディン Q 被告人の陳述は、次のことも示している。確認のため車から降りたとき、私は、被害者が後輪の直前に横たわっていることをみた。車輪は、まだ被害者の頭を轢いておらず、被害者が車の右の後輪の前に横たわっているだけであった（61、68、85、354、356 頁）。また、被告人 Q は、他にも多くのことを陳述した。被告人は、その時に車をバックしても前に動かしても被害者を轢くことになることを認識していたが、それを許容した（58、61、64、65、69 頁）。

【5】Q 被告人は、自己の行為が「殺人罪」に該当しないと主張したが、第二審審理合議体は、ハティン省人民裁判所の第一審裁判所の決定と同じく、Q が「殺人罪」を犯したと判断するための法的根拠を十分にもっている。Q 被告人が何度も陳述した内容を変更すること、「殺人罪」を犯したことを認めないことは、「道路交通手段の運転に関する規定に違反する罪」より重大である「殺人罪」による刑事責任を回避するためである。そのため、第二審裁判所は、被告人の控訴を認容する根拠がなく、第一審裁判所の決定と同様に、罪名を「殺人罪」のままで維持しなければならない。第二審裁判所は、次のことを決定する。被告人の控訴状の内容、公判における陳述及び第一審公判と第二審公判における被告人の弁護士の弁論で主張した、Q 被告人が間違い罪名で判決を受けたということはない。

【6】ハノイに所在する高級人民検察院の院長の異議申立の内容を検討し、第二審の審理合議体は、次のように考える。事件の発生原因は次のとおりである。被告人が車の運転につき不注意であるため、事故を引き起こし、P を車の下に巻き込んだ。他の交通参加者との衝突が発生したと分かったとき、被告人は降車し、検査した。車輪の直前に倒れている人を見たとき、被告人は助ける方法を探せず、車を前に動かした。被告人は、車を前に動かすか又はバックするかいずれも危険であると何度も認めたが、当時、被告人は車

を前に動かした。その結果、ホアンドウック P が車に轢かれ、頭蓋骨の破裂を受け、即時に死亡した。

【7】 ファンディン Q の犯罪行為を検討した上、審理合議体は、次のことを考える。被告人の犯罪行為は、異議申立及び公判期日における検察官の意見のように、無法者的な性質を有する場合又は残虐に犯罪を実行した場合に該当せず、第一審判決が判断したように被告人が刑法第 93 条第 2 項に定めた犯罪行為を犯したのみである。そのため、刑法第 93 条第 1 項を適用し、被告人を処するような異議申立内容を認容する根拠はない。他方、Q 被告人の懲役刑の加重という異議申立内容につき、審議合議体は、次のように考える。降車し確認したところ、車の右後輪が被害者の首と襟首のすぐ近くに轢いていることを見たとき、被告人は被害者が死亡したと示した根拠を持っていないにもかかわらず、車を前に動かし、被害者の死亡を引き起こした。さらに、事件の捜査過程において、被告人が真実に犯罪を認めなかった。それは、法律を尊重しないことである。被害者には、何の過失もなく、当時の被害者の生命に対する危険性が高かったが、被告人は被害者の体を轢きに車を運転した。そのことは、許容できない行為である。審議合議体は、被告人に対する懲役刑を加重する根拠が十分であると考えている。第一審裁判所が決定した懲役 12 年という刑罰は、軽すぎであり、事件が発生した地区の人々に不満を生じさせている。懲役刑の加重は、被告人の犯罪行為の性質と程度に適合し、犯罪の警告と防止を保障することができるものである。

【8】 事件における関連する権利義務を有する者であるグイエンティ D（被告人の妻である）の、車の売却により取得した 200,000,000 ドンの金銭に関する控訴の内容を検討し、次のことを認定する。第一審裁判所の、（犯罪の手段である）車の売却により取得した 200,000,000 ドンを差し押さえる決定は、適法のものである。そのため、関連する権利義務を有する者であるグイエンティ D の控訴を認めず、第一審裁判所の決定を維持するべきである。

【9】控訴されず、異議を申立てられない第一審判決のその他の決定は、控訴・申立期間が満了した時点から有効となった。

【10】被告人が罪名につき控訴したが、認められなかったため、訴訟費用を負担しなければならない。

【11】上記を踏まえて、民事訴訟法第 355 条、第 356 条と第 357 条に基づき、

決定

ファンディン Q 被告人の罪名に関する控訴を認容しない。また、関連する権利義務を有する者であるグイエンティ D の控訴も認容しない。被告人 Q に対する懲役刑の加重という内容で、被害者の適法な代表者の控訴及びハノイ市に所在する高級人民検察院の院長の異議申立の一部を認容し、ハティン省人民裁判所の第一審判決を被告人に対する厳罰化の部分で修正する。

宣言：

ファンディン Q は、「殺人罪」を犯した。

1999 年刑法第 93 条第 2 項、第 46 条第 1 項第 b 号、第 2 項を適用し、ファンディン Q を懲役 13 年 6 か月に処した。懲役刑の執行期間は、留置日・勾留日である 2016 年 12 月 27 日から計算する。

証拠物の処理について：1999 年刑法第 41 条、2015 年刑事訴訟法第 106 条第 1 項、第 2 項を適用し、被告人の妻と家族が Q の犯罪手段である車を売却し取得できた 200,000,000 ドンを差し押さえる。控訴、異議申立てがなかった第一審判決のその他の決定は、控訴、異議申立ての期間が満了した日から有効となった。

Q は、20 万ドン訴訟費用を負担する。

第二審判決は、発行日である 2019 年 5 月 16 日から有効である。

判例の内容

「【2】審理合議体は、次のことを認定した。車を運転している間、衝突や交通事故が発生したと分かったときに、Q は車を止めて確認のために降りた。被害者（その後、それがホアンドック P であることがわかるようになった）が車の右の後輪の前に横たわっていることを見たとき、Q は車に乗り、車を前に動きに運転したため、Q の車の後輪が P の頭を轢き、P がその場で直ちに死亡した。

【3】証人であるズオンティ H、グイェンスオン H、ファムティ T、ホアンクアン C の陳述などような事件の書類における資料と証拠、現場の図、検死記録書、法医鑑定結論、特に事件捜査の最初の段階における Q の陳述に基づき、次のことを認定した。キーアイン県警察の捜査警察機関の事件捜査過程、キーアイン県人民裁判所の公判及びハティン省人民裁判所の第一審公判で、被告人は、「確認のために車から降りた時、私は、車の下に横たわっている被害者がまだ生きているのか、それとも死んだのか、はっきりわからなかった。なぜかといと、被害者が生きているのか死んでいたのか判断するための根拠を持っていなかったためである。」（75 頁）。また Q 被告人は、その時には、車をバックすると前輪が被害者を轢くはずなので車を前に動かすこととバックすることのいずれも危険であると認識していたと述べた（64 頁、65 頁、69 頁）。

【4】ファンディン Q 被告人の陳述は、次のことも示している。確認のため車から降りたとき、私は、被害者が後輪の直前に横たわっていることをみた。車輪は、まだ被害者の頭を轢いておらず、被害者が車の右の後輪の前に横たわっているだけであった（61、68、85、354、356 頁）。また、被告人 Q は、他にも多くのことを陳述した。被告人は、その時に車をバックしても前に動かしても被害者を轢くことになることを認識していたが、それを許容した（58、61、64、65、69 頁）。

【5】Q 被告人は、自己の行為が「殺人罪」に該当しないと主張したが、第二審審理合議体は、ハティン省人民裁判所の第一審裁判所の決定と同じく、Q が「殺人罪」を犯したと判断するための法的根拠を十分にもっている。Q 被告人が何度も陳述した内容を変更すること、「殺人罪」を犯したことを認めないことは、「道路交通手段の運転に関する規

定に違反する罪」より重大である「殺人罪」による刑事責任を回避するためである。そのため、第二審裁判所は、被告人の控訴を認容する根拠がなく、第一審裁判所の決定と同様に、罪名を「殺人罪」のままで維持しなければならない。第二審裁判所は、次のことを決定する。被告人の控訴状の内容、公判における陳述及び第一審公判と第二審公判における被告人の弁護士の弁論で主張した、Q 被告人が間違い罪名で判決を受けたということはない。」